

志木市条例第28号

志木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 志木市職員の給与に関する条例(昭和30年志木市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 志木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。